

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和元年 5 月 8 日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和元年 5 月 8 日（水） 午後 3 時 00 分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中 村 榮 憲	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	元 石 久 隆	出
2	江 口 啓 子	出	三津	城 尾 良 信	出
3	中 村 佐 代 子	出	大曲	福 島 啓 洋	出
5	城 島 訓 浩	出	吉田	北 島 知 典	出
6	荒 木 清 隆	出	田手	森 勝 浩	出
7	森 田 利 光	出	豆田	原 隆 司	出
8	小 林 宏	出	箱川	江 頭 秀 臣	出
9	大 坪 敏 博	出			
10	木 下 大 学	出			
11	内 川 正 良	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 徳安 信之	係長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-------------	----------------------

5. 議事録署名委員の指名 1 番 原武 学 委員 2 番 江口 啓子 委員

6. 議 事

第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	1 件
第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度 第 1 号農用地利用集積計画（案）の決定案件	50 件
第 4 号議案	農業委員会の適正な事務実施に基づく平成 30 年度点検・ 評価（案）及び令和元年度活動計画（案）について	1 件
第 5 号議案	農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の軽微な 変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件	1 件

第 6 号議案	農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件	2 件
第 7 号議案	農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る意見聴取案件	1 件

〔開会 午後 3 時 00 分〕

- **事務局長** 皆さんこんにちは。只今より令和元年 5 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さんこんにちは。10 連休が明けましたが、麦の生育が早く、ビール麦にしましては、来週頃から刈取りが始まると聞いております。いよいよ農繁期に入り大変お忙しいとは思いますが、皆さんでご審議いただく最初の農業委員会総会です。よろしくをお願いします。
- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 8 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

（会長、これより議長に変わる。）

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。
- 1 番 原武 学 委員、2 番 江口 啓子 委員、議事録署名をお願い致します。
- **議長** 3 番の議事に入ります。

第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	1 件
第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度第 1 号農用地利用集積計画（案）の決定案件	50 件
第 4 号議案	農業委員会の適正な事務実施に基づく平成 30 年度点検・評価（案）及び令和元年度活動計画（案）について	1 件
第 5 号議案	農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の軽微な変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件	1 件
第 6 号議案	農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件	2 件
第 7 号議案	農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る	

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認 合意解約－1 について説明をお願いします。

- **事務局長** 1 ページをお願いします。

第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認 合意解約－1 を朗読。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。

- **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3－1 について説明を求めます。

- **事務局長** 2 ページをごらんください。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件について説明します。

整理番号 3－1 を朗読。

賃借権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、4 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。

申請地につきましては、3 ページに位置図、5 ページに字図の写しを添付しております。

地区は〇〇地区です。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

- **〇〇番（〇〇委員）** 現在管理のみの農地を今後は耕作される計画であり、特に問題ないと思います。

- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

- **〇〇最適化推進委員** 私も、特に問題ないと思います。

- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-1 について説明を求めます。

○ **事務局長** 6 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であるため、第 2 種農地と判断されます。転用目的である貸資材置場及び駐車場の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、8・9 ページに位置図、10 ページに字図の写し、11 ページに土地利用計画図、12 ページに顛末書、13・14 ページに現況写真を添付しております。説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員の〇〇委員をお願いします。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 顛末書にもあるように、平成元年頃から遺跡の発掘調査に伴う、工事車両の駐車場や資材置場として利用されはじめ、現在に至っておりますが、これまでも近隣からの苦情等もなく、今後も同じ目的で使用する計画であり、特に問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 現地を確認しましたが、周囲への影響も少なく、特に問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 私も、特に問題ないと思います。

- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
- **議長** 続きまして、整理番号 5-2 について説明を求めます。
- **事務局長** 15 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であるため、第 2 種農地と判断されます。
- 転用目的である一般住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。
- 申請地の位置等につきましては、16・17 ページに位置図、18 ページに字図の写し、19 ページに土地利用計画図、20 ページに建物の平面図を添付しております。説明は以上です。
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員の〇〇委員をお願いします。
- **8 番（〇〇委員）** 住宅地の中にぽつりと残された農地であり、特に問題ないと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見ををお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 現地を確認しましたが、私も特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
- **議長** 続きまして、第 3 号議案 農用地利用集積計画集計表 利用権設定関係の説明をお願いします。
- **事務局長** 21 ページをごらんください。

第 3 号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が 3 件、再設定が 47 件の計 50 件で、田が 94 筆 199,528 m²、畑が 1 筆 510 m²、合計で 95 筆 200,038 m²となっております。

次に 24 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,450,963.20 m²、今回解約面積 279,987 m²、今回計画といたしまして 200,038 m²、現在の合計 4,371,014.20 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思えます。

- 議長 続きまして、第 4 号議案 農業委員会の適正な事務実施について説明をお願いします。

- 事務局長 25 ページをお願いします。

第 4 号議案 農業委員会の適正な事務実施について、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明いたします。

第 4 号議案 農業委員会の適正な事務実施について、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を朗読。説明は以上です。

- 議長 はい。事務局より農業委員会の活動について説明が終わりました。何かご質疑等はありませんか。特に質疑等もないようです。この案で、今後ホームページ等で意見聴取を行い、7 月の総会で結果をお知らせさせていただきたいと思えます。

- 議長 続きまして、第 5 号議案 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の軽微な変更申請に伴う意見聴取案件について説明を求めます。

- **事務局長** 37 ページをごらんください。

第 5 号議案 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の軽微な変更申請に伴う意見聴取案件について説明いたします。今回の案件は、農業用倉庫建設に伴う申請案件 1 件となっております。詳細につきましては農林課より説明いたします。

- **農林課** 39 ページからの農業振興地域整備計画変更申請書（軽微）を朗読。説明は以上です。
- **議長** 事務局及び農林課の説明が終わりました。地元委員の〇〇委員をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 農業用の倉庫の建設であり、特に問題ないと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、元石委員ご意見ををお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 現地を確認しましたが、私も特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** 特にご意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。異議等がない旨回答したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 6 号議案 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う意見聴取案件 農振－1 と、関連しますので、第 7 号議案 農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る意見聴取案件を一括して説明を求めます。

- **事務局長** 55 ページをごらんください。

第 6 号議案 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う意見聴取案件 農振－1 及び、第 7 号議案 農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る意見聴取案件について説明いたします。案件としましては、分家住宅建設の伴う農振除外と、〇〇地域の農業振興計画の変更となっております。

詳細につきましては農林課より説明いたします。

- **農林課** 57 ページからの農業振興地域整備計画変更申請書及び、100 ページからの吉野ヶ里町〇〇地域の農業の振興に関する計画を朗読。説明は以上です。
- **議長** 事務局及び農林課の説明が終わりました。ここは私の担当地区になりますが、実家の近くに分家住宅を建設される計画で、隣接農地の所有者及び区長、生産組合長

の同意を得てあり、特に問題ないと思います。

- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **城尾最適化推進委員** 現地を確認しましたが、私も特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** 特にご意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。異議等がない旨回答したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 6 号議案 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う意見聴取案件 農振－2 について説明を求めます。
- **事務局長** 73 ページをごらんください。

第 6 号議案 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う意見聴取案件 農振－2 について説明いたします。今回の案件は、町の工業団地造成計画地の中に 1 筆のみ農振農用地区域内の農地がありましたので、その除外申請 1 件となっております。詳細につきましては農林課より説明いたします。

- **農林課** 75 ページからの農業振興地域整備計画変更申請書を朗読。説明は以上です。
- **議長** 事務局及び農林課の説明が終わりました。地元委員の〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** すでに耕作をされていない農地で、地元の同意等をとれており、特に問題ないと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 現地も確認しましたし、地元からの有効活用の要望も出しており、私も特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** 特にご意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。異議等がない旨回答したいと思います。
- **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午後 5 時 00 分